

－ はじめに －

平成 30 年度は、平成 28 年に実施された児童福祉法改正(児童が権利の主体であることが明確に位置付けられ、家庭における養育環境と同様の養育環境、または、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講ずること)や、それを受けた社会的養育ビジョンをもとに都道府県社会的養育推進計画の策定の取り組みが始まった年であった。

そうした中、当法人においてはこれまで以上に社会の変革に対応できる人材の育成に力を入れ、さらなるステップアップのために自己研鑽を促すとともに、各種研修へ積極的に参加させた。

また、平成 30 年度も新しい人材確保のため各種職員採用試験を実施し、延べ 37 名が受験をし、その結果愛童園 4 名、ちぐさ 1 名を正職員として採用することができた。

法人の課題であった丸の内保育園の改築は、高知銀行の協力により仮園舎用地を確保し、令和 2 年 2 月の竣工を目指して改築工事に着手することができた。

以下、高知県福祉事業財団 5 施設は児童福祉法をはじめ児童憲章等、理念の趣旨を順守しながら実施した平成 30 年度の事業計画に掲げた取り組みは次のとおりである。